

# 船舶事故調査報告書

令和3年3月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和2年7月19日 11時45分ごろ
発生場所	山梨県富士河口湖町長崎岬南東方沖 湖辺四等三角点から真方位258°760m付近 (概位 北緯35°31.0 東経138°45.7 )
事故の概要	プレジャーボートTOP GUNは、航行中、落水した同乗者が負傷した。
事故調査の経過	令和2年7月22日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート TOP GUN、5トン未満（長さ4.05m）
船舶番号、船舶所有者等	290-52773山梨、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	軽傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 湖象：水上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣りを終えて帰航する際、船首を西方から南方に向けようと15km/hの対地速力まで増速しながら左転したところ、右舷方約50mを航行していたプレジャーボートの航走波を右舷側から受け、船体が左舷側に傾斜して左舷側の座席に着座していた同乗者3人が落水した。</p> <p>船長は、同乗者3人を本船に引き揚げたところ、同乗者Aに左足首の挫創を確認した。</p> <p>船長及び同乗者3人は、共に救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、左転と右舷方からの波高約0.3mの航走波により左舷側に傾斜したので、十分に減速して波を乗り越える必要があったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、発航する際、右舷方から波高約0.3mの航走波を受ける状況下、船長が、15km/hの対地速力まで増速しながら左転したことから、船体が左舷側に傾斜して同乗者Aが落水し、左足首を挫創したことにより負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、右舷方から波高約0.3mの航走波を受ける状況下、船長が、増速しながら左転したため、船体が左舷側に傾斜して同乗者Aが落水し、左足首を挫創したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・船長は、同乗者が落水しないよう、航走波などの状況を勘案し、減速しながら操船すること。
- ・船長は、航走波に対しては、なるべく直角に近く乗り越えるようにし、高速で旋回などしないこと。